

学 校 心 理 士 倫 理 綱 領

本倫理綱領は、学校心理士（学校心理士スーパーバイザー、准学校心理士、学校心理士補を含む。以下、略）の役割と任務の主旨に鑑み、学校心理士として遵守すべき事項を明確にするものである。

前 文

学校心理士はすべての人の基本的人権を尊重し、活動の対象となる人々の成長発達のために、学校心理学に基づく専門的力量を発揮するよう努めなければならない。そのために、学校心理士は、活動の対象となる人々に与える影響の重要性を認識して、社会的責任と人間としての道義的責任を自覚しておかなければならない。このことは、SNSなどインターネットを通して行われる活動においても同じである。以上の精神に基づき、以下の条項を定める。

<人権の尊重>

第1条 学校心理士はその任務の遂行に当たって、乳幼児、児童生徒（子ども・若者）、その家族あるいは関係するすべての人の基本的人権を尊重し、それらの人格を傷つけたり、権利を侵したりしてはならない。

<責任の保持>

第2条 学校心理士は自らが行う学校心理士としての活動に関して、法的、社会的、道義的責任を持たなければならない。

第3条 学校心理士は業務における支援行為を自己の欲求や利益のために行ってはならない。

<心理教育的援助サービスの実施と介入への配慮と制限>

第4条 学校心理士が心理教育的援助サービスを実施するとき、対象者の心身の状態や環境条件を十分に配慮し、対象となる乳幼児、児童生徒、保護者、教員等に、専門的業務の範囲や限度を超えた介入をしてはならない。

<秘密保持の厳守>

第5条 学校心理士はその活動を通じて知り得た事項やその内容を、正当な理由がなく漏らしてはならない。学校心理士資格失効後も同様とする。

<説明と同意>

第6条 学校心理士は支援活動において必要とされる説明を適切に行い、乳幼児、児童生徒および保護者に対して同意を得るように努めなければならない。

<資質能力向上の責務>

第7条 学校心理士は自己の学校心理士としての資質と力量をつねに高い水準で保持するよう努めなければならない。そのために、学校心理士は学校心理学の最新の研究や知見などの動向に積極的な関心を持ち、自ら研修に努めなければならない。

<関係者・関係諸機関との連携>

第8条 学校心理士は支援の対象者である乳幼児、児童生徒の利益に寄与するため、必要に応じて関係者・関係諸機関との連携に努めなければならない。

<研究と公開>

第9条 学校心理士は、学校心理学に関する研究を行う際には、その対象に対して不必要な負担をかけたり、苦痛や不利益を与えることをしてはならない。

第10条 学校心理士が行う研究成果の公開に当たっては、必要に応じて対象者及び保護者等関係者の同意を得るとともに、学問的に公正であり社会的責任を明確にしなければならない。

<倫理の遵守>

第11条 学校心理士は、本倫理綱領を十分に理解し、遵守しなければならない。

<規程の改廃>

第12条 本規程の改廃は、理事会及び幹事会の承認を得るものとする。

附則 本倫理綱領は、2001年11月25日より施行する。

附則 本倫理綱領は、2020年2月22日より施行する。

附則 本倫理綱領は、2024年6月15日より施行する。